

中小企業等経営強化法による先端設備等に係る固定資産税の特例制度の新設について

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について、現行の特例制度は令和4年度末で廃止されますが、令和5年度の地方税法等の一部改正の施行に伴い、新たな特例制度が令和5年度から令和6年度までの2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）措置されます。

なお、新たな特例制度では中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、先端設備等導入計画で賃上げ表明を行い、市町村の認定を受けた同計画に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合、より有利な特例率・減免期間が適用されます。

1. 特例率及び減免期間

特例率について、現行制度では1/2からゼロの間で市町村が条例で定めることとされており、国立市では国立市賦課徴収条例において特例率ゼロと定めていましたが、新制度では原則として全国一律1/2となり、国立市でも特例率1/2となります。なお、減免期間については現行制度から変わりなく3年間となります。

さらに、新制度においては賃上げに関する要件が追加され、賃上げ表明を行うことにより、より有利な特例率（2/3軽減）・減免期間（最大5年間）が適用されることとなります。賃上げ表明を行わない場合は減免期間3年間、特例率1/2となります。

賃上げの表明	設備の取得時期	特例率	減免期間
無し	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1/2（1/2軽減）	3年間
有り	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	1/3（2/3軽減）	5年間
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	1/3（2/3軽減）	4年間

2. 対象設備

対象設備は、【機械装置】、【工具】、【器具備品】及び【建物附属設備（※）】です。なお、現行制度で対象だった【構築物】及び【事業用家屋】は対象外となります。
※ 償却資産として課税されるものに限る。

3. 設備の要件

投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備

【参考】現行制度は工業会証明書で証明している以下（ア）及び（イ）の2要件であった。

- （ア）生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上
- （イ）販売開始時期の要件

（裏面あり）

・主な改正点

項目		現行	改正後
特例率・期間	賃上げの表明有り	3年間、特例率ゼロ（市条例）	3年間、特例率は1/2
			令和6年3月31日までに取得した設備→特例率1/3、5年間 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備→特例率1/3、4年間
設備の要件		以下（ア）及び（イ）を満たす設備 （ア）生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 （イ）販売開始時期の要件	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
対象設備		1. 機械装置 2. 工具 3. 器具備品 4. 建物附属設備（※） 5. 構築物 6. 事業用家屋	1. 機械装置 2. 工具 3. 器具備品 4. 建物附属設備（※） →5. 構築物、6. 事業用家屋を除外

※ 償却資産として課税されるものに限る。

4. 提出書類

○中小事業者等が申告する場合

- ① 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- ③ 先端設備等導入計画に係る申請書（写し）
- ④ 工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

○リース会社が申告する場合

上記4点に加えて

- ⑤ リース契約書（写し）
- ⑥ 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

5. 提出期限

資産を取得した翌年1月31日までに「償却資産申告書」と合わせて提出してください。

6. 提出先・お問い合わせ先

国立市 政策経営部 課税課 固定資産税係（市役所1階14番窓口）

TEL 042 - 576 - 2111（内線101）

※中小企業等経営強化法や先端設備導入計画、計画の申請及び認定等に関することについては、まちの振興課商工観光係（TEL 042 - 576 - 2111（内線347・348））までお問い合わせください。